

## ▶【法改正 Q & A】延焼の恐れのある部分から除ける部分って？

延焼のおそれのある部分（法 2 条六号）から除く部分として、建築物の外壁面と隣地境界線等（隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の 2 以上の建築物相互の外壁間の中心線）との角度に応じて、当該建築物が延焼するおそれのある部分から除かれる部分が告示【令和 2 年国交告 197 号】で定められました。（2020/2/27 施行）

### 【告示 1 号】敷地内の建築物相互の外壁間に生じる延焼ライン緩和 : (イ) 及び (ロ)

▶外壁間中心線に面する「他の建築物」が表 1 に該当する場合、(イ) 及び (ロ) の緩和適用あり。

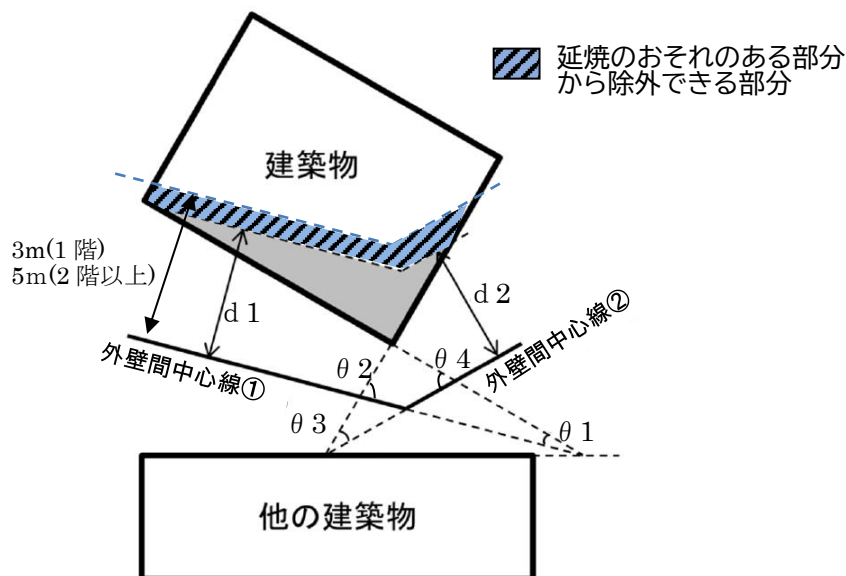
表1 建築物相互の外壁間に生じる延焼ライン緩和適用に求められる「他の建築物」の要件

①または②のいずれかに該当する建築物		
①主要構造部が右のいずれかに適合する建築物	耐火構造	令第 107 条各号
	準耐火構造	令第 107 条の 2 各号
	耐火性能検証	令第 108 条の 3 第 1 項第一号イおよびロ
	□準耐	令第 109 条の 3 第一号若しくは第二号
②延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物 (令第 136 条の 2 第一号ロ若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物)		

#### (イ) 以下の計算式で算出される外壁間中心線からの水平距離を超える部分を除外

対象階	建築物間中心線からの水平距離 (m)
1 階	$d 1 = \max \{ 2.5, 3 (1 - 0.000068\theta^2) \}$
2 階以上	$d 2 = \max \{ 4, 5 (1 - 0.000068\theta^2) \}$

θ: 建築物相互間中心線に面する建築物の外壁面と当該中心線とのなす角度のうち最小のもの



d1: 外壁間中心線①において、図では、角度が  $\theta 1 < \theta 2$  のため、 $\theta 1$  を計算式に代入して求める。

d2: 外壁間中心線②において、図では、角度が  $\theta 3 < \theta 4$  のため、 $\theta 3$  を計算式に代入して求める。

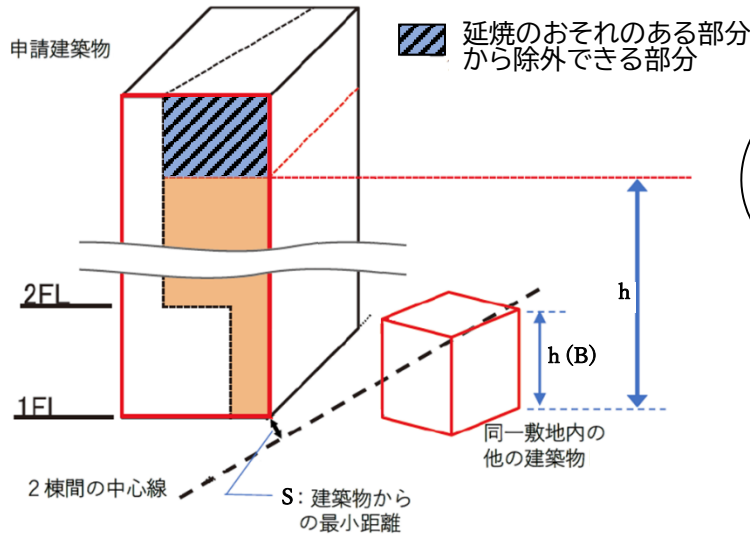
\* 建物中心線が複数ある場合は、それぞれ上記計算式による「d」の算出を行う。

(ロ) は次ページ⇒

**(ロ) 他の建築物の地盤面から計算した高さ h を超える部分**

h(B)の条件	燃焼の恐れのある地盤面からの垂直範囲 (m)
5m未満	$h = h(B) + 5 + 5 \sqrt{1 - \left(\frac{S}{d_{floor}}\right)^2}$
5m以上	$h = h(B) + 10 + 5 \sqrt{1 - \left(\frac{S}{d_{floor}}\right)^2}$

d floor : 前ページ (イ) で算出される距離のうち最大のもの



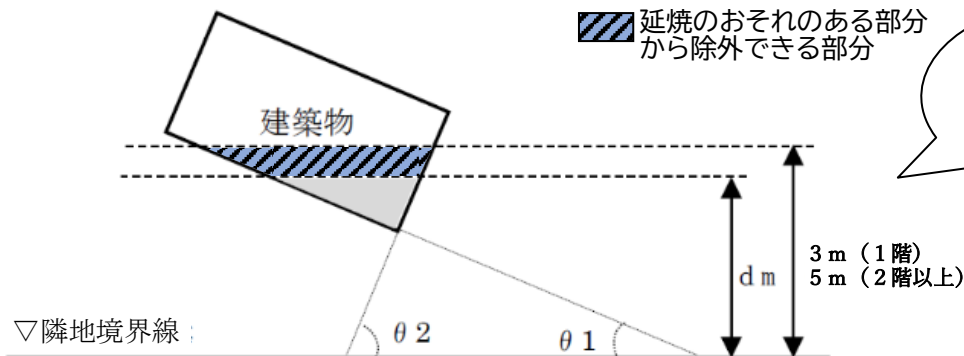
高さ方向の緩和は、同一敷地内の建築物相互間に生ずる延焼ラインのときだけです！

**【告示 2 号】 隣地境界線、道路中心線に生じる延焼ライン緩和 : (イ)**

**(イ) 以下の計算式で算出される隣地境界線、道路中心線からの水平距離を超える部分を除外**

対象階	建築物間中心線からの水平距離 (m)
1階	$d1 = \max \{ 2.5, 3 (1 - 0.000068\theta^2) \}$
2階以上	$d2 = \max \{ 4, 5 (1 - 0.000068\theta^2) \}$

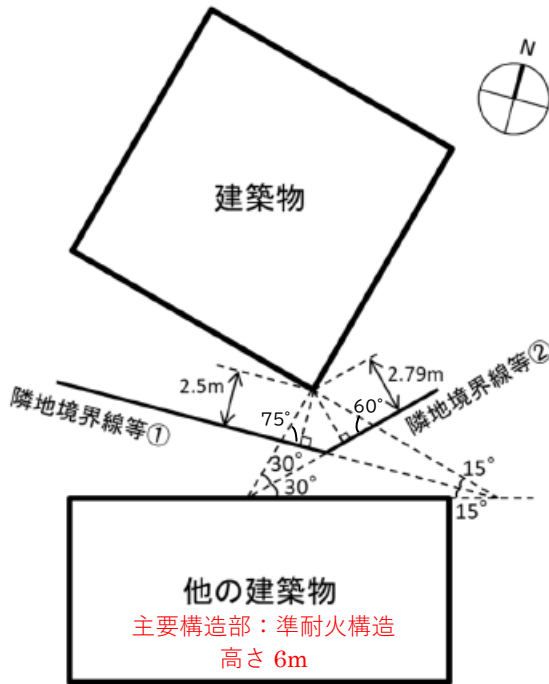
θ : 道路境界線、道路境界線に面する建築物の外壁面と当該中心線とのなす角度のうち最小のもの



図では、角度が  $\theta 1 < \theta 2$  のため、 $\theta 1$  を計算式に代入して  $d$  = 建物中心線からの水平距離を求める。  
 \* 隣地境界線、道路境界線 (中心線) が複数ある場合は、それぞれ上記計算式による「d」の算出を行う。

▶延焼のおそれのある部分の範囲の合理化【Q&A】

Q 下記平面図のように、同一敷地内に2つの建築物があり、外壁間の中心線が生じている場合、告示第1号における延焼ライン（イ及びロのいずれにも該当する部分：平面および高さ方向）とはどこですか？



建物中心線からの水平方向、および、高さ方向の延焼ライン範囲を求めてみましょう。



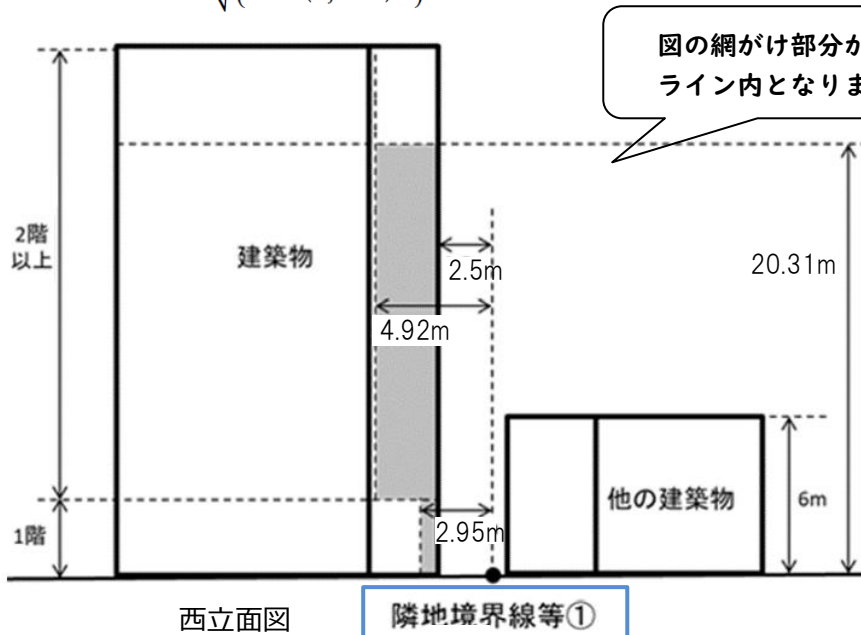
A 【隣地境界線等①を基線とする場合】

- ▶建築物間中心線からの水平距離 (m) : 告示 1 号イの式  
 【1階】  $d1 = \max \{ 2.5, 3 (1 - 0.000068\theta(15^\circ)^2) \} = 2.95$   
 【2階】  $d2 = \max \{ 4, 5 (1 - 0.000068\theta(15^\circ)^2) \} = 4.92$

⇒  $d_{floor}$  の値は 4.92 となる

- ▶燃焼の恐れのある地盤面からの垂直範囲(m): 告示 1 号ロの式 ( $hB=5m$ 以上の式を採用)  
 $h(B)=6, S=2.5, d_{floor}=4.92$  を代入し計算

$$h = h(B) + 10 + 5 \sqrt{1 - \left(\frac{S}{d_{floor}}\right)^2} = 20.31$$

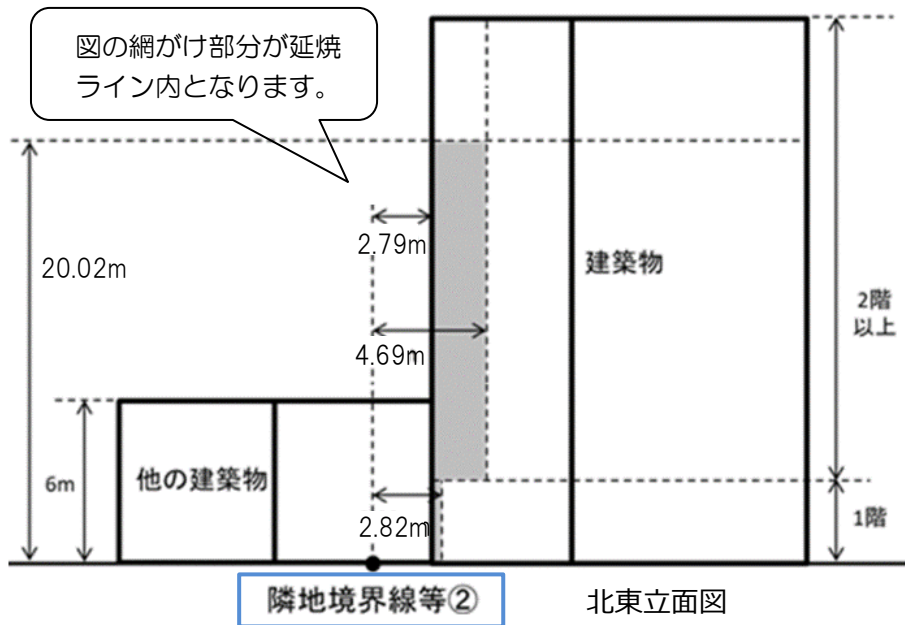


【隣地境界線等②を基線とする場合】

- ▶建築物間中心線からの水平距離 (m) : 告示 1 号イの式  
 【1階】  $d_1 = \max \{ 2.5, 3 (1 - 0.000068(30^\circ)^2) \} = 2.82$   
 【2階】  $d_2 = \max \{ 4, 5 (1 - 0.000068(30^\circ)^2) \} = 4.69$   $\Rightarrow$   $d_{floor}$  の値は 4.69 となる

- ▶燃焼の恐れのある地盤面からの垂直範囲(m): 告示 1 号ロの式( $h_B=5m$ 以上の式を採用)  
 $h(B)=6、S=2.79、d_{floor}=4.69$  を代入し計算

$$h = h(B) + 10 + 5 \sqrt{1 - \left(\frac{S}{d_{floor}}\right)^2} = 20.02$$



最終的には、隣地境界線等①、②について告示による計算をした図の網がけ部分を合わせた部分が、延焼の恐れのある部分となります。

- Q** 告示第 1 号ロにおいて、建築物が周囲の地面と接する位置に高低差がある場合、「h 地盤面からの高さ」は平均の高さにおける水平面から測ればよいですか？
- A** 地盤面の取扱いについては、建築基準法施行令第 2 条第 2 項によります。他の建築物の地盤面から、告示第 1 号ロにより検討した高さ h 以下にある建築物の部分が、延焼の恐れのある部分となります。
- Q** 「他の建築物」を告示第 1 号に規定する構造以外の構造で増築した場合、延焼のおそれのある部分は変わりますか？
- A** 主要構造部の構造が告示第 1 号に規定する構造以外の構造となる場合は、告示第 1 号に該当しなくなり、延焼の恐れのある部分が変わる場合があります。

